

# ACS 国際文化学院 規則（学則）

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** 本校は、学生たちが目標とする高等教育機関への進学し、高度人材として活躍できるようより質の高い日本語教育の提供を目指すと共に、学生たち自身が積極的に思いやりのある言葉で人々と交流し、社会において真のホスピタリティの精神を広めていくことを目的とする。

### （名称）

**第2条** 本校は、「ACS 国際文化学院」（英語表記：ACS International Culture Academy）と称する。

### （所在地）

**第3条** 本校は、大阪府池田市旭丘一丁目2番25号に置く。

### （自己点検・自己評価）

**第4条1** 本校は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別途定める。

## 第2章 修業期間、授業日数及び休業日

### （コース・修業期間・学生定員）

**第5条** 本校のコース、修業期間、学生定員、及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部	コース名	就業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年課程	2年	60名	3クラス	4月生 60名
	小計		60名	3クラス	60名
第2部	進学1年6か月課程	1年6か月	40名	2クラス	10月生 40名
	小計		40名	2クラス	40名
計			100名	5クラス	100名

(始期・終期等)

- 第6条1 本校の各コースは、4月（又は10月）に始まり、3月に終わる。
- 2 前条の期間を分けて、次の学期とする。  
前期 4月1日から9月30日まで  
後期 10月1日から3月31日まで
- 3 校長が特に必要があると認めたときは、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

- 第7条1 本校の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日及び土曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
(3) 春季休業 3月中旬から4月上旬まで  
(4) 夏季休業 7月下旬から8月中旬まで  
(5) 秋季休暇 10月中旬  
(6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
- ただし、長期休暇の詳細は、毎年度別紙「学校カレンダー」にて定めるものとする。
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

- 第8条1 本学の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。  
午前クラス：9時00分から12時30分まで  
午後クラス：13時15分から16時45分まで
- 2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数及び学習の評価

(日本語教育課程)

- 第9条 本校には、以下の表の各コース別日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、授業科目及び授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

部	課程名	就業期間	期間（月数・週数）	合計授業時間数
第1部	進学2年課程	2年	20か月・80週	1600単位時間
第2部	進学1年6か月課程	1年6か月	15か月・60週	1200単位時間

#### (クラス編成)

第10条 クラスは、学生の日本語能力等を基準に20名以下ごとに分けて編成する。

#### (学習の評価)

第11条 学習の評価は、試験成績、課題提出等を総合して決定し、A～Eの5段階評価とする。

### 第4章 教員及び職員組織

#### (教員及び職員組織)

第12条1 本校に、次の教員及び職員を置く。なお、下記(1)～(6)は兼務することができる。

- (1) 校長 (必要に応じて副校長を置くことができる)
  - (2) 主任教員
  - (3) 日本語教員(主任教員除く)：4名以上(うち本務等教員2名以上)
  - (4) 生活指導担当者：2名以上
  - (5) 事務統括責任者
  - (6) 事務職員(事務統括責任者を除く)：2名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
  - 3 校長は、校務をつかさどり、所属教員及び職員を監督する。
  - 4 主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。
  - 5 事務統括責任者は学校事務を統括する。

#### (教員会議)

第13条1 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長又は主任教員が主宰する。

### 第5章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

#### (入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 日本以外の国において12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者または修了する見込みのある者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、または許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者
- (4) 年齢が満18才以上の者
- (5) 日本語を150時間以上履修済であり、日本語能力試験N5(日本語教育参照枠A1)程度以上の日本語能力がある者

(入学時期)

**第 15 条** 本校への入学は、年 2 回とし、その時期は 4 月及び 10 月とする。

(入学手続き)

**第 16 条** 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第 24 条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 24 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

**第 17 条 1** 学生が疾病や事故その他やむを得ない事由によって、5 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書等必要書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学・転学)

**第 18 条** 退学又は転学しようとする者は、退学・転学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

**第 19 条 1** 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 11 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けたものに対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(除籍)

**第 20 条** 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍することがある。

- (1) 授業料の納付期限を超過し、督促しても納付しない者。
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 法律違反等により刑事罰を受けた者。
- (4) その他校長が必要であると認めた者。

(褒賞)

**第 21 条** 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となるに者に対して、褒賞を与えることができる。

### (懲戒処分)

- 第 22 条 1** 学生で本校の学則、その他本校が定める諸規則を守らず、その他学生の本分にもとる行為があったとき校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2** 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。
- 3** 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当な理由がなく出席できない者。
  - (4) 本校の秩序を乱し、学生の本分に著しく反した者。
  - (5) その他校長が必要であると認めた者。

### (帰国)

- 第 23 条** 本校を退学、除籍となった場合は、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

## 第 6 章 学生納付金

### (学生納付金)

- 第 24 条** 本校の学生納付金は、次のとおりとする。
- (1) 選考料 (入学検定料) : 20,000 円
  - (2) 入 学 金 : 50,000 円
  - (3) 授 業 料 : 720,000 円 (年額)
  - (4) 教 材 費 : 30,000 円 (年額)
  - (5) 課 外 活 動 費 : 10,000 円 (年額)
  - (6) 保 険 料 ・ 健 康 管 理 費 : 15,000 円 (年額)

※上記に別途消費税を加算する。

※施設費・設備費は授業料に含む。

### (納入)

- 第 25 条 1** 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2** 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

### (滞納)

- 第 26 条** 学生が、正当な理由なくかつ所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、当該学生に対して退学を命ずることができる。

**(学生納付金の返還)**

**第 27 条** 既に納付した学生納付金は、原則として返金しない。ただし、在留資格認定証明書交付後、ビザ申請が拒否された場合は入学選考料を差し引いた上で、その残額を本人に返金する。又、生徒納付金納入後の自己都合による入学辞退の場合は、入学選考料及び入学金を差し引いた上で、その残額を本人に返金する。

**第 7 章 雑則**

**(寄宿舎)**

**第 28 条** 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

**(健康診断)**

**第 29 条** 健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

**(細則)**

**第 30 条** この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

**付則**

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。